

大阪府化学物質管理制度に基づく取組について

大阪府 環境農林水産部
環境管理室 事業所指導課
化学物質対策グループ

目次

1. 大阪府化学物質管理制度について
2. 大阪府域の化学物質排出量等の状況
3. 事業者による取組事例の紹介

化学物質排出把握管理促進法(化管法)

- ✓ 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的
- ✓ PRTR制度とSDS制度を規定

PRTR制度(Pollutant Release and Transfer Register)

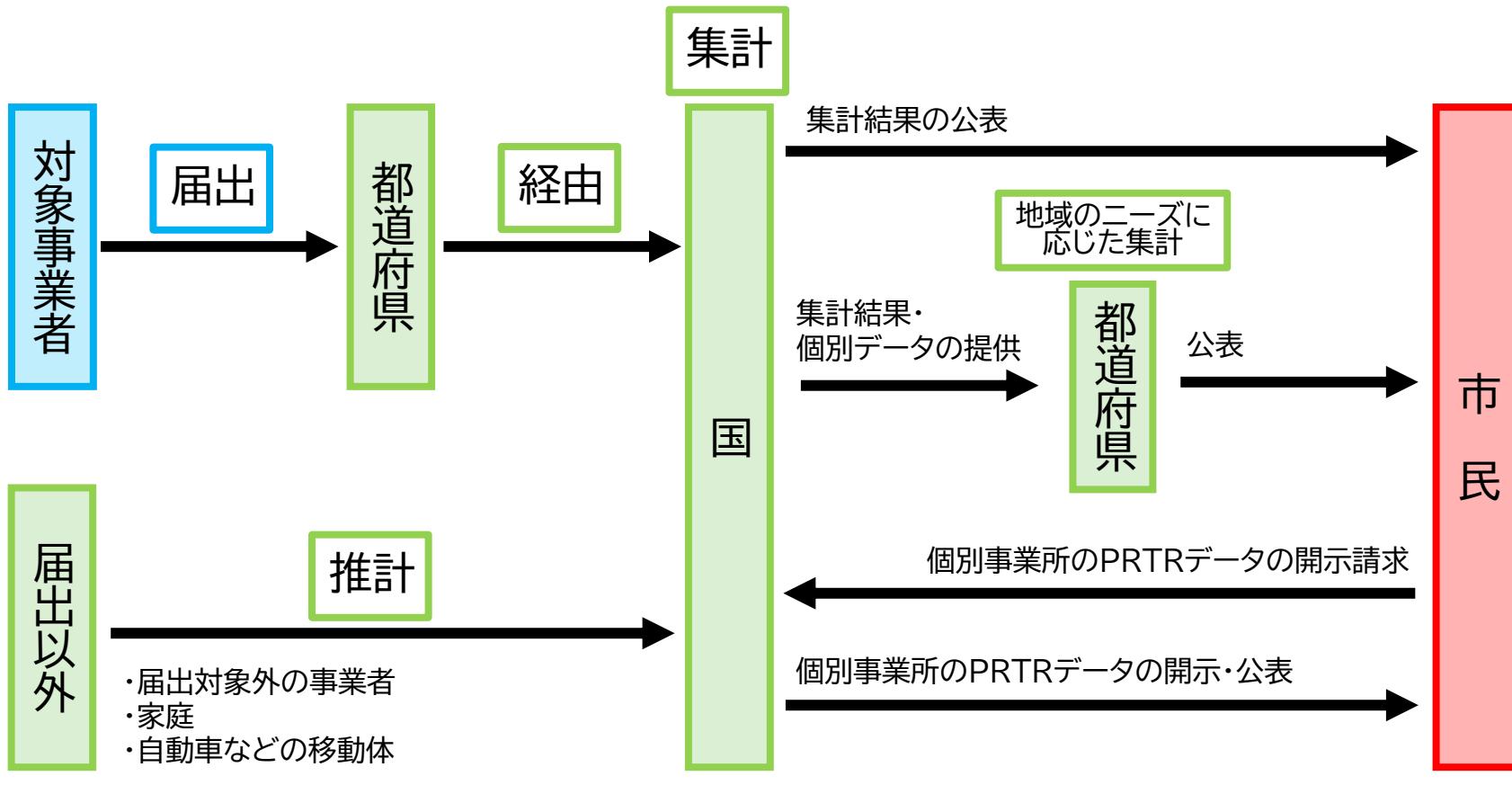
対象事業者が、事業活動に伴う環境中への化学物質の排出量等を年度ごとに把握、都道府県知事を経由して国へ届出、国は届け出されたデータを集計して公表する制度

SDS制度(Safety Data Sheet(安全データシート))

有害性のおそれのある指定化学物質及びそれを規定含有率以上含有する製品を他の事業者に譲渡、提供する際に、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供を義務づける制度

- ✓ 上記制度の対象となる化学物質を指定
 - ・ 第一種指定化学物質: PRTR制度及びSDS制度の対象(現行515物質)
 - ・ 第二種指定化学物質: SDS制度の対象(現行134物質)

PRTRデータの流れ



事業者



行政



市民

大阪府化学物質管理制度に係る主な規定

化管法(PRTR 法)に加え、大阪府生活環境の保全等に関する条例(以下、「条例」)に基づく大阪府化学物質管理制度により、化学物質の環境中への排出量等の削減に取り組んでいます。

条例 管理 化学 物質		排出量等の届出			管理計画書の作成 管理目標の決定、 達成状況の把握	緊急事態への対応、 管理化学物質に係る 情報提供	
		排出量	移動量	取扱量			
第一種管理 化学物質	第一種指定化 学物質	化管法の届出※		条例の届出※	○第一種管理化学物質 取扱事業者が有する 従業員50人以上の 事業所には届出義務 あり	○応急の措置、緊急 事態の状況の知事 への通報、講じた 措置等の届出義務 ○化学物質の譲渡・ 提供先、保管・運 搬・処理等の委託 先への情報提供 の努力義務	
	府独自指定物 質(第一種)						
第二種管理 化学物質	第二種指定化 学物質						
	府独自指定物 質(第二種)						

※ 製造業等に属し、いずれかの第一種管理化学物質の年間取扱量が1トン以上(特定第一種指定化学物質の場合は500kg以上)で、従業員21人以上の事業者(第一種管理化学物質取扱事業者)が対象

大阪府化学物質管理制度の届出対象事業者

- 業種
製造業など24業種
- 従業員数
21人以上の事業者
- 化学物質の事業所ごとの取扱量
いずれかの対象物質の取扱量が年間 1トン以上
(発がん性など有害性が特に高い物質 年間 0.5トン以上)

【有害性が特に高い物質の一覧】

石綿	塩化ビニル	砒素及びその無機化合物	ベンジリジン=トリクロリド	アセトアルデヒド
エチレンオキシド	ダイオキシン類	1, 3-ブタジエン	鉛及びその化合物	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン
カドミウム及びその化合物	ベンゼン	2-ブロモプロパン	ホルムアルデヒド	1, 2-ジクロロプロパン
六価クロム化合物	ニッケル化合物	ベリリウム及びその化合物	トリクロロエチレン	ビス(トリブチルスズ)=オキシド
ペンタクロロフェノール	トルイジン	ポリ塩化ビフェニル(PCB)		

大阪府化学物質管理制度の対象物質(管理化学物質) (2023(令和5)年4月1日から)

管理化学物質(675物質)

第一種管理
化学物質

化管法対象物質

第一種指定化学物質
(トルエン、キシレン等 515物質)

うち特定第一種指定化学物質
(鉛及びその化合物、
ベンゼン等 23物質)

第二種管理
化学物質

第二種指定化学物質
(臭素、オクタン等 134物質)

府独自指定物質

VOC※

アンモニア、塩化水素、
硫酸等 25物質

※VOC(揮発性有機化合物):

事業活動に伴い使用される燃料に含まれるもの除き、塗装、印刷又は接着以外の過程で使用されるものにあっては沸点150℃以下のものに限る。

届出の注意点(よくある間違い)

■ 届出様式

化管法及び条例の対象物質の改正(2023年4月施行)に併せて、排出量等に係る届出様式もそれぞれ改正されたため、現行の届出様式で届出する。

■ 化管法届出と条例届出の整合性

- 事業所名や事業所従業員数、届出物質など
化管法届出と条例届出で名称や数に齟齬はないか。
- 排出量等と取扱量の関係
ほとんどの場合に「取扱量 \geq 排出量 + 移動量」となる。

■ 有効数字

排出量等の有効数字は、上から3桁目を四捨五入し2桁の数値に丸める。
ただし、排出量又は移動量が1kg未満の場合は、小数第2位以下を四捨五入する。

例: 0.0926kg \Rightarrow 0.1kg , 9.98kg \Rightarrow 10kg, 1875kg \Rightarrow 1900kg,
9987kg \Rightarrow 10000kg , 10766kg \Rightarrow 11000kg

化学物質管理計画書

【概要】

- 事業所内における化学物質の管理体制及び緊急事態の対処についての計画
- 届出要件に該当した日から6ヶ月以内、内容を変更した日から3ヶ月以内に届出が必要
→ 特にPRTRの届出物質に変更が生じた場合は見直しを行ってください。

【届出内容】

□ 管理体制についての計画(別添1)

- ・ 化学物質の適正な管理を行うための管理体制に関する事項
(目的・方針、管理組織・規程類、教育・訓練・人材育成方法 など)
- ・ 府民の理解の増進を図るための情報提供の方法

□ 緊急事態に対処するための計画(別添2)

- ・管理化学物質の貯蔵状況
- ・管理化学物質の危険性・有害性
- ・緊急事態の発生を未然に防止する対策の方針
- ・緊急事態対応マニュアル

大規模災害に備えた環境リスク低減対策に関する事項(別添3)

- ・災害・被害想定、緊急事態発生の未然防止、発生した緊急事態への対処 等

※VOCのみの届出事業者は、別添2、3の作成は不要

化学物質管理目標決定及び達成状況の届出

【概要】

対象とする化学物質を定めて、排出量の削減などの自主的な目標を策定し、化学物質による環境リスクの低減を進める内容を届出

- 初年度：有害性や環境リスクが高い管理化学物質を選定して管理目標を定め、その目標を達成するための具体的方策に係る計画（概ね5年）を届出
- 次年度以降：前年度の目標達成状況及び実施した対策内容を届出

例：初回の届出が2021年度、目標達成年度が2025年度の場合



●：届出書の提出

届出先

届出先

地域	市町村
	大阪市
	堺市
豊能	池田市○※ ¹
	能勢町※ ¹
	豊能町※ ¹
	箕面市※ ¹
	豊中市
三島	茨木市
	高槻市
	吹田市
北河内	枚方市
中河内	東大阪市
	八尾市

地域	市町村
泉北	泉大津市○※ ²
	忠岡町※ ²
泉南	岸和田市
	貝塚市
	泉佐野市
	阪南市
	松原市
南河内	河内長野市○※ ³
	太子町※ ³
	河南町※ ³
	千早赤阪村※ ³
	富田林市※ ³
	大阪狭山市※ ³

届出事務の移譲により、化管法及び府条例に基づく届出は、事業所の所在地ごとに、届出先が異なります。

※1～3：自治体名に「○」を付けた市が幹事市となり、広域連携で共同事務処理を行っています。

上記の市町村以外は大阪府

電子届出の利用

電子による届出を推奨しています。

◆ 第一種指定化学物質排出量等届出書(化管法)

- ① 電子情報処理組織使用届出書を作成し、届出先一覧を参考に、事業所の所在する市町村または大阪府へ届出
- ② ユーザID・初期パスワードを受領し、PRTR届出システムより届出

◆ 条例に基づく届出書

- 電子システムや電子メールにより届出
※事業所の所在地により、届出先・届出方法が異なりますので、届出先一覧をご確認ください。

<参考>

- PRTR制度 電子届出が初めての方へ(NITEホームページ)
<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>
- 届出先一覧(大阪府ホームページ)
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/renraku.html>

目次

1. 大阪府化学物質管理制度について
2. 大阪府域の化学物質排出量等の状況
3. 事業者による取組事例の紹介

大阪府域における化学物質排出量等

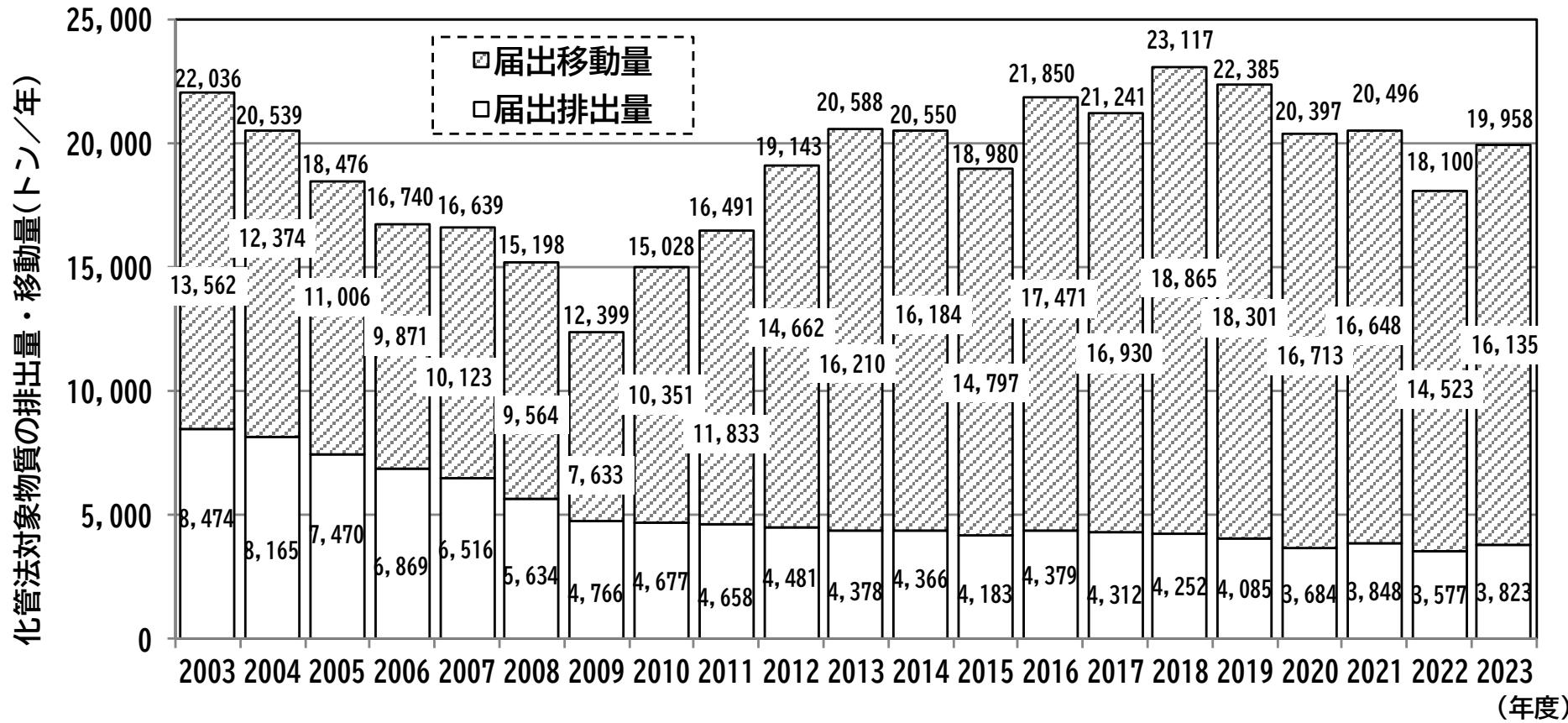


図. 化管法対象物質排出量・移動量の推移（大阪府）

大阪府域における化学物質排出量等

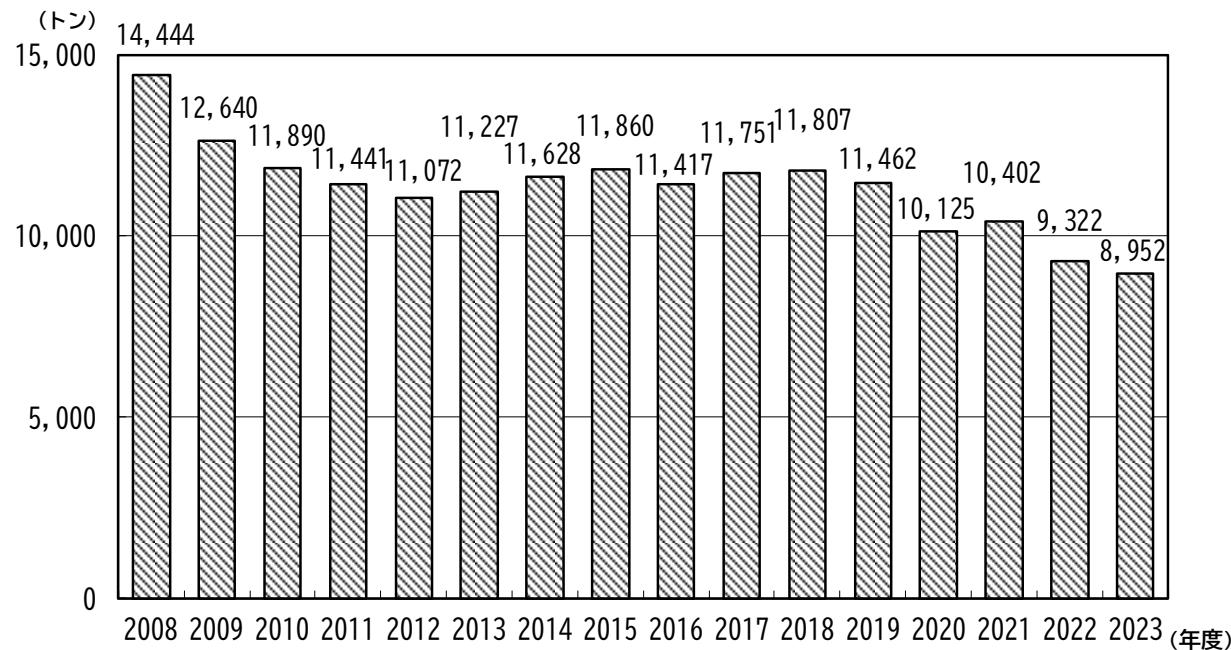


図. 届出排出量の推移

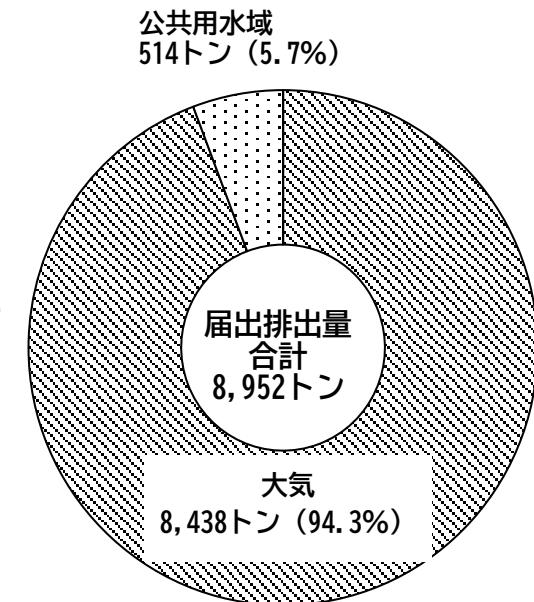


図. 2023年度の届出排出量の内訳

大阪府域における化学物質排出量等

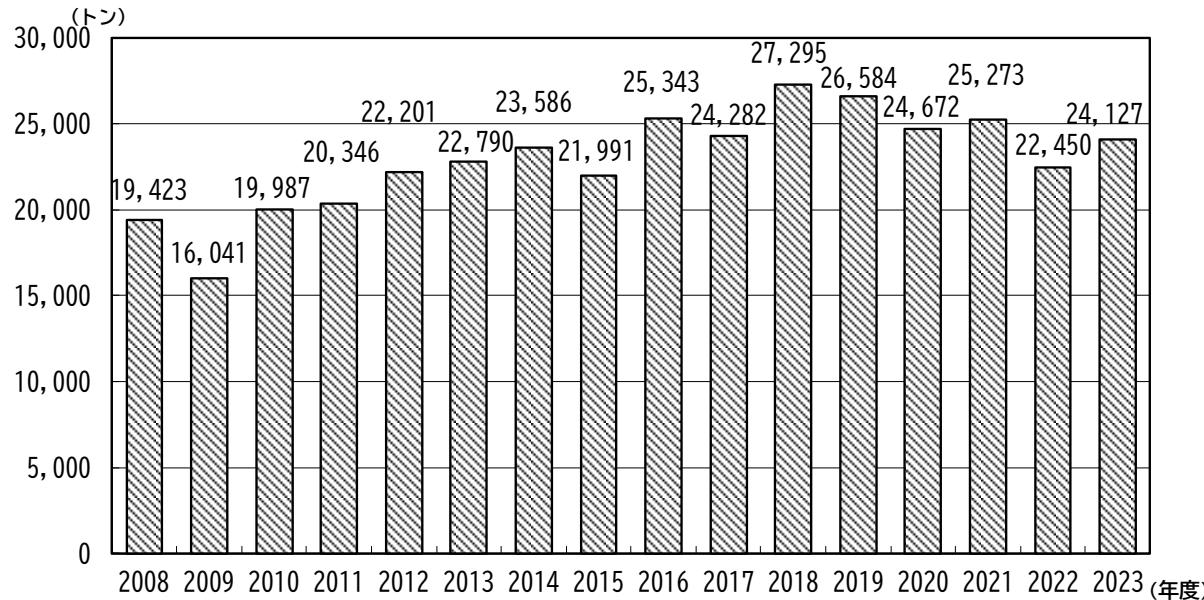


図. 届出移動量の推移

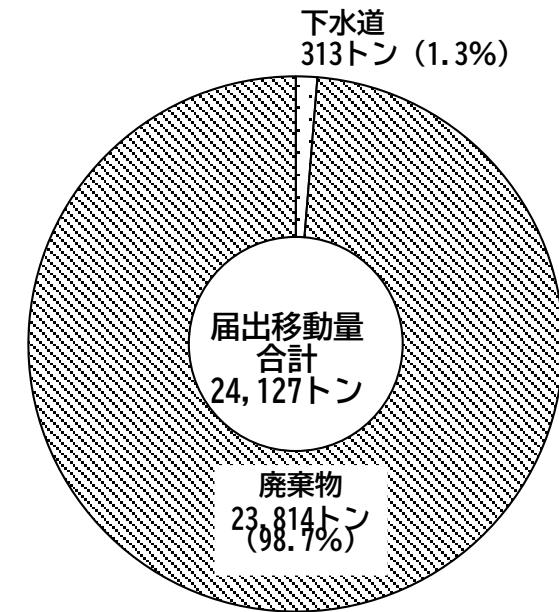


図. 2023年度の届出移動量の内訳

大阪府域における化学物質排出量等

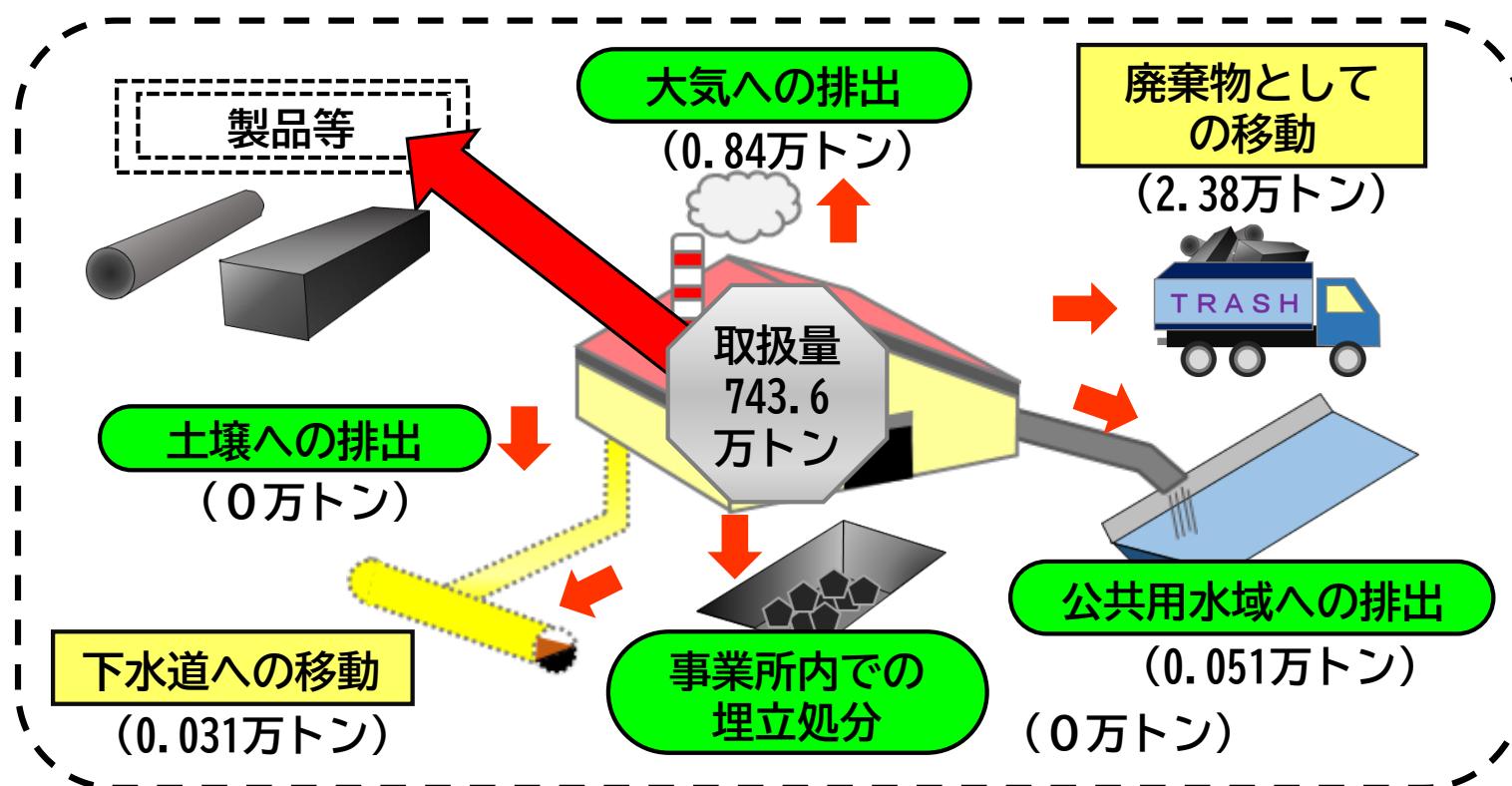


図. 大阪府域における2023年度の届出排出量・移動量・取扱量

大阪府域における化学物質排出量等

表. 2023年度の都道府県別の届出排出量と届出外排出量の合計（上位10都道府県）

順位	都道府県	届出 排出量(トン) (排出量に 対する割合)	届出外 排出量(トン) [※] (排出量に 対する割合)				排出量 合計(トン)	全国比 割合
				事業所	家庭	移動体		
1	愛知県	9,982 (45.6%)	11,915 (54.4%)	6,982	2,233	2,701	21,897	6.5%
2	北海道	3,084 (20.9%)	11,707 (79.1%)	8,079	894	2,735	14,791	4.4%
3	静岡県	7,765 (54.5%)	6,478 (45.5%)	3,300	1,400	1,777	14,243	4.2%
4	東京都	1,240 (9.0%)	12,611 (91.0%)	9,004	989	2,617	13,851	4.1%
5	埼玉県	5,798 (42.7%)	7,776 (57.3%)	3,743	1,696	2,337	13,574	4.0%
6	千葉県	4,748 (35.1%)	8,791 (64.9%)	4,783	1,745	2,263	13,539	4.0%
7	福岡県	6,440 (48.8%)	6,748 (51.2%)	3,743	1,186	1,820	13,188	3.9%
8	茨城県	4,916 (38.4%)	7,874 (61.6%)	4,911	1,192	1,771	12,790	3.8%
9	大阪府	3,823 (30.2%)	8,816 (69.8%)	5,591	1,171	2,053	12,639	3.7%
10	山口県	8,120 (64.4%)	4,489 (35.6%)	3,144	487	858	12,609	3.7%
	その他	80,962 (41.3%)	115,063 (58.7%)	60,066	20,670	34,327	196,025	57.8%
	合計	136,877 (40.4%)	202,268 (59.6%)	113,348	33,661	55,259	339,145	100.0%

※届出外排出量：化管法の対象業種であって届出要件に満たないもの、非対象業種（建設業等）、自動車等及び家庭からの排出量を、国が都道府県別に推計。

大阪府域における化学物質排出量等

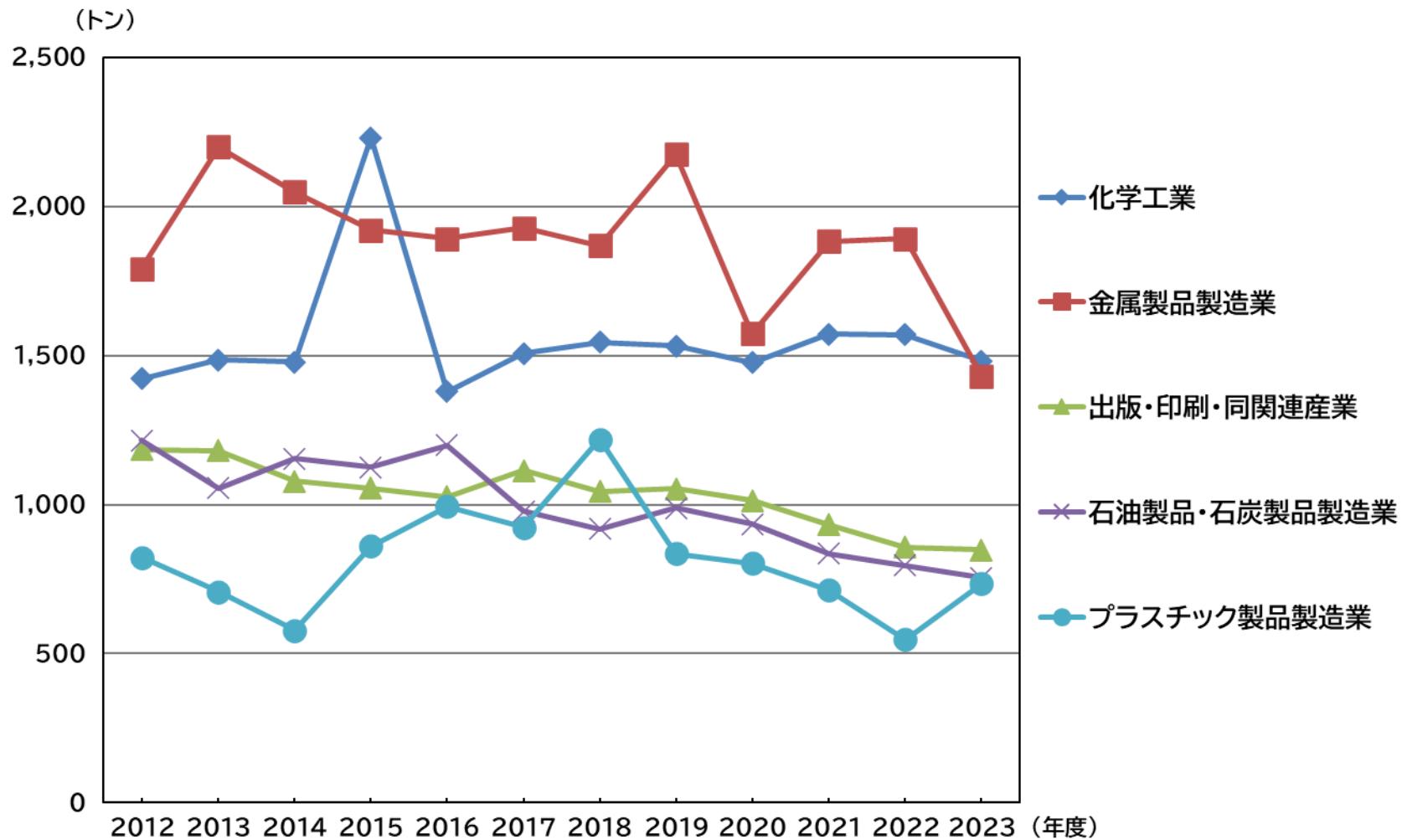
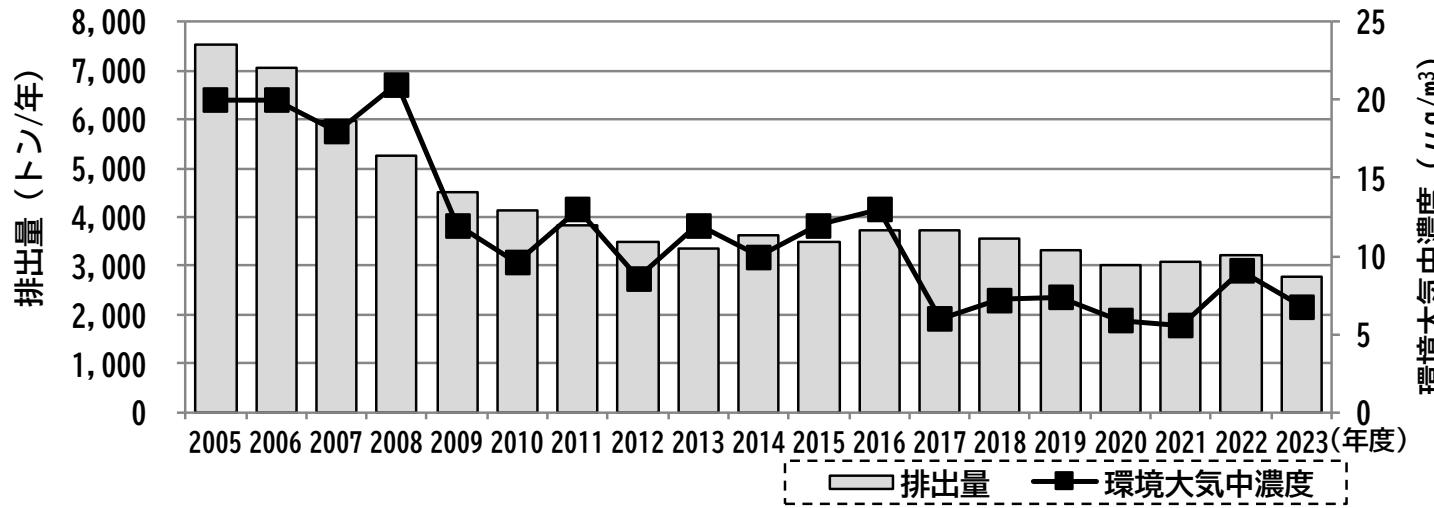


図. 上位5業種の届出排出量の推移

大阪府域における化学物質排出量等

トルエン



キシレン

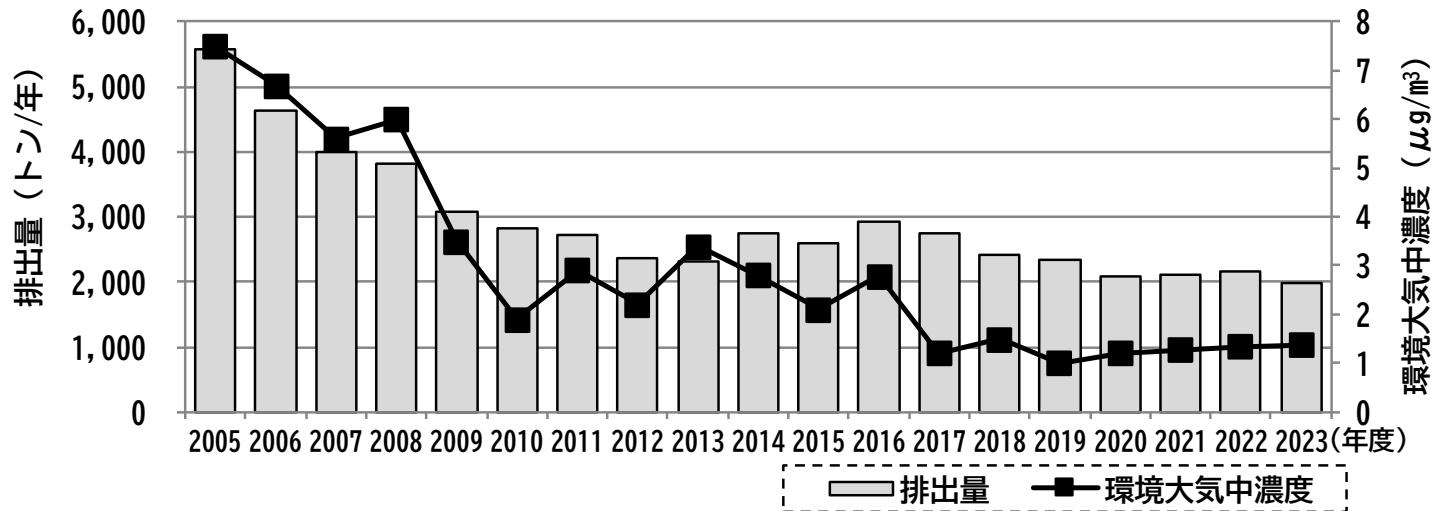


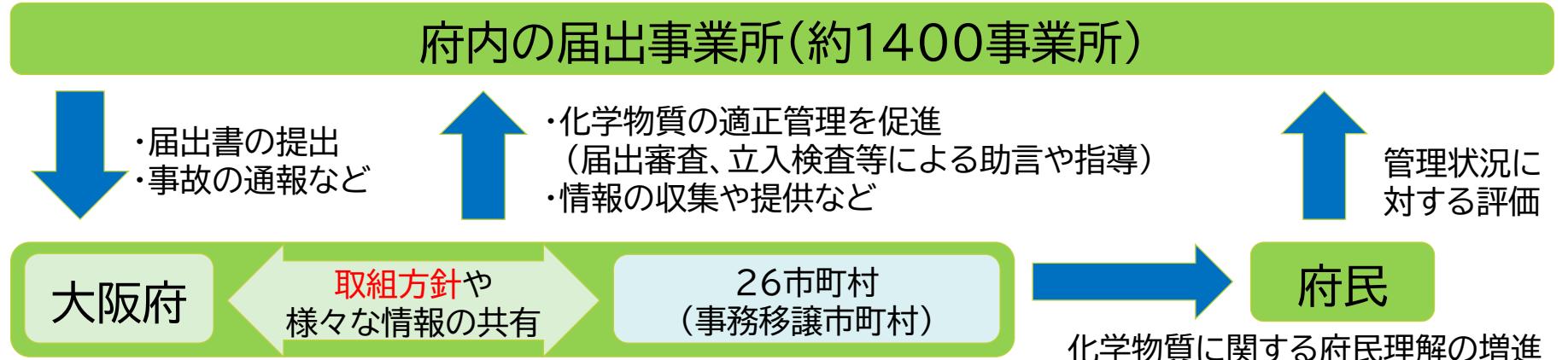
図. 排出量(届出排出量 + 届出外排出量)と環境大気中濃度(大阪市)の推移

目次

1. 大阪府化学物質管理制度について
2. 大阪府域の化学物質排出量等の状況
3. 事業者による取組事例の紹介

排出量削減等のための取組み

【大阪府化学物質管理制度の仕組み】



【府・市町村の取組】

- ✓ 前年度からの排出量等の増減が大きい事業所
→ 増減理由について確認
- ✓ 化学物質の不適切な排出や、届出内容と実態に大きな乖離がある事業所
→ 状況に応じた指導や助言
- ✓ 排出量が多い事業所
→ 府域全体に及ぼす影響が大きいことから、重点的に立入検査を実施
- ✓ 排出量削減等の環境リスク低減に取り組む事業所
→ 排出量削減等を実施する上で参考となる主な対策事例について、大阪府のホームページ等で紹介

排出量削減に向けた対策事例①

業種	一般機械器具製造業	物質名	キシレン
用途	製品の塗装	分類	有害性の低い物質への代替
実施内容	水溶性塗装設備の導入を実施するとともに、新規購入品については、キシレンを含有していない物を選定するようにし、キシレンの取扱量を削減した結果、化管法届出の対象外となつた。		
効果	2023年度のVOCの排出量を2018年度比で80%以上削減した。		

排出量削減に向けた対策事例②

業種	電機機械器具 製造業	物質名	塩化メチレン
用途	製品の洗浄	分類	工程の見直し
実施内容	金属製品の脱脂洗浄に使用している塩化メチレンについて、洗浄剤の交換頻度を2週間から2~3ヶ月に少なくすることや、洗剤を加えた水で一度洗い落としてから塩化メチレンで洗浄すること、ヒーターによる脱脂も行うことで、塩化メチレンの使用量を減らし、大気への排出量を削減した。		
効果	2023年度の塩化メチレンの排出量を2018年度比で50%削減した。		

化学物質の管理の改善に係る取組事例①

業種	化学工業	物質名	VOC
分類	配管損傷リスクの低減、緊急時対応の周知		
実施内容	<p>震災発生時の液状化による損傷リスクの軽減及び点検メンテナンスの容易化のため、地下配管を地上に移設するとともに、一部にはフレキシブル配管を導入している。</p> <p>緊急地震速報システムを設置しており、地震を検知すると事業所全体にスピーカーで放送され、即座に手動で緊急遮断弁(事務所とタンク付近の2か所から操作可能)によりタンクを閉栓する。</p> <p>避難訓練を年2回行い、社員は緊急時の対応が身についてきている。また、来社頻度の高い事業者にはマニュアルを渡し、緊急時の対応について理解してもらっている。</p>		

化学物質の管理の改善に係る取組事例②

業種	金属製品製造業	物質名	全般
分類	防液堤の設置、排水設備の点検等の実施		
実施内容	<p>製造装置において漏洩した場合でも液が防液堤内に留まり、事業所外への漏洩を防止できる。</p> <p>大雨時に排水溝がつまり、施設内に浸水することを防止するために、雨水枠や排水設備を定期的に点検・清掃している。また、雨水枠の下にネットを被せることで、清掃の負担を軽減している。</p>		

排出量削減に向けた取組みの紹介

■大阪府ホームページ「自主的取組の促進」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/jishutekitorikumi/index.html>

1. 化学物質の排出削減に向けた取組事例集(2025年2月改訂)

府内で実際に取り組まれた化学物質の排出削減対策をとりまとめたものです。

2. 化学物質の管理の改善に係る取組事例集(2026年2月改訂)

「マネジメントシステム」「社内教育・訓練」「リスクコミュニケーション」の観点から府内で実際に取り組まれた管理の改善事例をとりまとめたものです。

3. VOC排出削減に取り組みましょう(チラシ)

事業者向けにVOC排出削減の取組事例などを紹介しています。



VOC 排出削減に取り組みましょう

大阪府内の事業者の皆様

生産・加工工程における取組みに、引き続きご協力をお願いします。

VOCは揮発性有機化合物の総称で、主に溶剤や溶剤希釈剤等で、またに含まれるトルエン、酢酸エチルなどの有機溶剤による臭気やその他の悪臭が原因となります。

VOC排出削減はなぜ必要か

- 人の健康に影響を及ぼす要因
- 有機溶剤は現在では、多くの溶剤や溶剤希釈剤として使われています。
- 大阪府では、VOCの規制基準として、「光化成オキシダント」PM2.5の原因物質になります。
- 光化成オキシダントは高濃度になると臭いやその他の悪臭が原因となります。

環境問題への影響

大阪府では、VOCは、光化成オキシダントやPM2.5の原因となるほか、一部の有機溶剤などによりOzoneが生成されます。※参考: IPCCガイドライン2007

VOC排出削減によるメリット

- コスト削減
- 溶剤使用量の削減や廃棄によるロス削減で、コスト削減につながります。
- 環境保全への貢献
- 大気へのVOC排放量を削減することで、CO₂排出量も削減され、全球温暖化の抑制、脱炭素化につながります。

測定結果より日々の作業環境の評価を行なうことで、作業場内濃度が抑制され、作業者の健康被害が抑えられます。

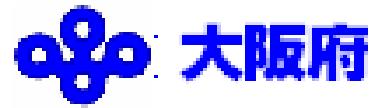
画面に具体的な取組事例を掲載しています

大阪府

4. VOC削減による間接CO₂削減効果の可視化

条例の第一種管理化学物質排出量等届出書において、VOCの大気排出量から間接CO₂の排出量を算定できます。

チラシ



ご清聴ありがとうございました

大阪府 化学物質対策 検索

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120080/kankyozen/shidou/index.html>